

兵庫県公報

平成30年3月22日 木曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	1
○ 後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（医療保険課）	1
○ 特定民間再開発事業認定及び地区外転出事情認定に関する規則の一部を改正する規則（市街地整備課）	2

公布された法令のあらまし

- 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（規則第9号）
一般職員の給与抑制措置の解消に準じ、単純な労務に雇用される職員の給与抑制措置を解消することとした。
- 後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第10号）
高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、同法の引用条文を改めることとした。
- 特定民間再開発事業認定及び地区外転出事情認定に関する規則の一部を改正する規則（規則第11号）
租税特別措置法施行令及び租税特別措置法施行規則の一部改正に伴い、これらの命令の引用条文を改めることとした。

規 則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月22日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第9号

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県規則第16号）の一部を次のように改正する。

附則第12項の前の見出し及び同項から附則第15項までを削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。



後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月22日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第10号

後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例施行規則（平成20年兵庫県規則第20号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第14条の2」を「附則第14条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



特定民間再開発事業認定及び地区外転出事情認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第11号

特定民間再開発事業認定及び地区外転出事情認定に関する規則の一部を改正する規則

特定民間再開発事業認定及び地区外転出事情認定に関する規則（昭和61年兵庫県規則第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第16項」を「第17項」に改める。

第3条第1項中「第25条の4第16項」を「第25条の4第17項」に改める。

様式第2号中「第25条の4第16項」を「第25条の4第17項」に、「第18条の6第3項第1号」を「第18条の6第5項第1号」に、「第18条の6第3項第2号」を「第18条の6第5項第2号」に改める。

様式第4号中「第25条の4第16項」を「第25条の4第17項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。